

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 食の安全・安心の推進

- GAPによる生産工程管理を推進し、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底等により、農畜産物の安全性を確保します。
- 農場HACCPに取り組み、定期的な検証・改善を継続することで、飼養衛生レベルを向上させ、畜産物の安全性を高めます。
- 鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病の発生予防対策として農場への飼養衛生管理基準の遵守等指導を行うとともに、発生時に備え、まん延防止対策の実施について体制を強化します。
- 農作物の病害虫対策として、「香川県病害虫・雑草防除指針」に基づき、生産現場において、効率的かつ適正な防除を推進するとともに、新たに病害虫が発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき対応します。

【施策】

1) GAP など生産工程管理の推進	
2) HACCP など食品衛生管理の推進	
3) 防疫体制の整備	(1) 家畜伝染病の発生予防等の強化 (2) 病害虫対策の推進

【指標】

番号	指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	目標の考え方
1	GAP 指導員による指導・助言を行った農家数（畜産 GAP 含む）	99 件 (R5 年度)	104 件 (R8~R12 年度年平均)	育成した GAP 指導員による指導・助言により、農家の生産工程管理レベルを向上させ、安全性を高めます。
2	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	95.7%	100%	全ての対象農場で遵守を目指します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向2 1) GAP など生産工程管理の推進

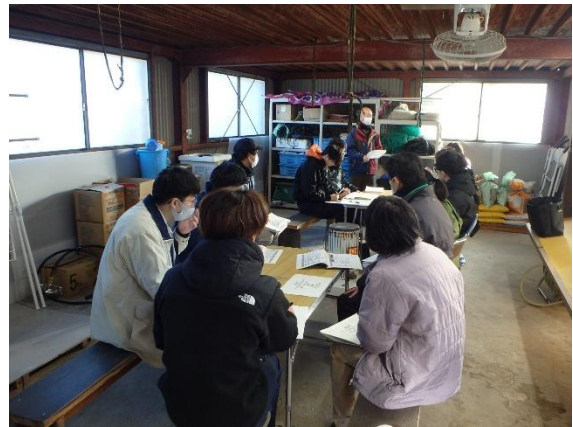
- 県民の農産物に対する安全・安心への関心が高いことから、GAP による生産工程管理を推進し、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性の確保に努めます。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まっており、農薬の適正使用の徹底をはじめ、持続可能性の確保や、消費者の信頼性の確保等に寄与する国際水準の GAP（農業生産工程管理）の推進を図るなど、生産から消費に至る各段階における安全性の確保が求められています。

具体的な施策

- 農産物の食品安全や労働安全などへの取組を支援するため、GAP の意義や内容についての理解を深めるとともに、国際水準 GAP の実践を支援します。また、農業改良普及指導員を GAP 指導員として育成し、指導力強化を図るとともに、農業改良普及指導員の現場指導力を活用し、生産者、生産組織等への啓発資料の配布や講習会の開催等を通じて GAP の取組を促進します。



GAP 講習会

- 農業高校や農業大学校などの教育機関での、GAP に対する理解を深める授業や講義を行うとともに、生徒や学生が主体となった GAP 認証取得に向けた取組を支援します。
- 生産現場における農薬の安全使用の指導徹底を図るため、「県病害虫・雑草防除指針」の作成や防除暦の監修を行うとともに、農薬の販売者や使用者に対して適正な管理を指導し、農薬適正使用を推進します。
- 生産農家において、農薬や動物用医薬品を正しく使用するとともに、使用記録を保存し、農産物や家畜の出荷前に確認するよう指導します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 2) HACCP など食品衛生管理の推進

- 県民の農畜産物に対する安全・安心への関心が高いことから、農場 HACCP における定期的な検証・改善を支援することで、衛生レベルを向上させ、畜産物の安全性を高めます。
- 食品の衛生管理レベル向上のため、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施できるよう、食品衛生監視員の育成に努めます。
- 米や米加工品に問題が発生した際に流通ルートをややくに特定するため、米トレーサビリティ制度の適切な運用を図ります。

現状と課題

- 畜産物の安全性確保のため、生産現場である畜産農場で発生し得る危害を防止する、農場 HACCP の取組みが求められています。
- 食品の安全性の確保については、「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づき、令和 2 年 6 月から HACCP (危害分析重要管理点) に沿った衛生管理が義務化されたことから、生産者、製造者及び流通業者自らが衛生管理の向上を図り、適切な衛生管理を実施する必要があります。
- 米や米加工品に問題が発生した際に流通ルートをややくに特定するための米トレーサビリティ制度については、その制度自体を知っている事業者が半数に満たず、適切な運用を図るための取組を進める必要があります。
- 消費者の安全・安心志向に応える観点から、農薬等の適切な管理を推進するとともに、農産物の農薬残留事故発生の際に、迅速に適正な処置がとれるようなリスク管理体制の整備に努める必要があります。
- 県民の農産物での残留農薬等に対する不安を払しょくするため、精度の高い検査が求められています。

具体的な施策

- 畜産農家における、農場 HACCP に沿った衛生管理プログラムの構築及び定期的な検証・改善について指導・助言を行います。
- 生産者等に対し、自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施できるよう、計画的な監視指導や講習会の開催を行うとともに、HACCP に沿った衛生管理を指導・助言する食品衛生監視員の育成研修を実施します。



HACCP 研修

- 米トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、同法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達が行われるよう、米穀業者等への普及啓発、計画的な巡回調査及び指導監督を実施します。
- 残留農薬等の検査技術の向上や検査機器の整備に努めます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向2 3) 防疫体制の整備 (1) 家畜伝染病の発生予防等の強化

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防のため、広報紙や研修会等の開催による農場への情報提供に加え、飼養衛生管理基準の遵守に向けた対応や、野生動物等による病原体の侵入防止対策の強化について指導します。
- 県内の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱の状況把握のため、捕獲野生イノシシ及び死亡イノシシの豚熱検査を実施します。
- 県内への家畜伝染病の病原体侵入リスク低減のため、空港における靴底消毒を実施します。
- 発生時に備え、説明会や防疫演習を実施するとともに、防疫作業に必要な資材等を備蓄し、迅速な防疫対応及び周辺へのまん延防止対策を実施します。

現状と課題

- 国内では、高病原性鳥インフルエンザは令和2年以降毎シーズン、豚熱も平成30年の発生以降散発的に発生が継続している状況です。
- 国内未発生のアフリカ豚熱は、人や物の交流の多い、隣国の韓国で発生が確認されていることから、国内への侵入リスクは一層高まっています。
- このような状況から、県内への病原体の侵入リスク低減のための対策や、農場への侵入防止対策、発生時のまん延防止対策を図ることが重要となっています。



鳥インフルエンザ発生農場での防疫作業

具体的な施策

- 広報紙や研修会等により、家畜の飼養者や関係者に対し、最新情報の提供に努めるとともに、家畜伝染病発生予防のための飼養衛生管理基準の遵守に向け、農場への具体的な指導を実施するとともに、新たなウイルス侵入防止対策の促進を図るほか、家畜の飼養者に対し、異常家畜の早期発見と早期通報の徹底について、継続的に指導します。
- 捕獲野生イノシシにおけるサーベイランス検査を実施し、豚熱ウイルスの浸潤状況確認及びアフリカ豚熱が侵入していないことを確認します。
- 空港における靴底消毒を継続することにより、家畜伝染病の侵入及びまん延リスクの低減を図ります。
- 県内最大規模の養鶏農場での発生時における防疫措置に必要な備蓄資材等について、定期的な更新等を実施し、鳥インフルエンザ発生時の迅速な対応に備えます。

- 動員者への説明会の開催や、農場からの異常家畜通報時の家畜保健衛生所及び関係者の情報伝達等に関する訓練などの防疫演習を実施することで、発生時の対応を円滑に実施し、まん延防止を図ります。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 3) 防疫体制の整備 (2) 病害虫対策の推進

- 「県病害虫・雑草防除指針」に基づき、生産現場において効率的かつ適正な防除を推進するとともに、新たに病害虫が発生した場合は「県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき対応します。
- フェロモントラップなどによる侵入警戒調査や発生予察を行い、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、侵入病害虫については農業試験場において新たな防除技術を開発します。
- 発生状況に応じてホームページや SNS を活用した病害虫発生予察情報の情報発信を行います。

現状と課題

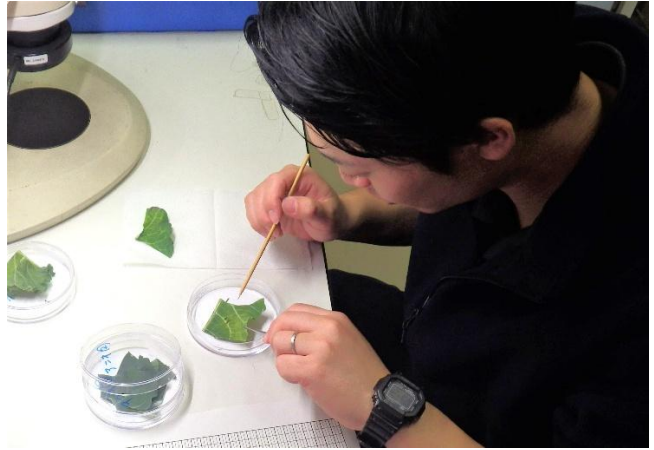
- インバウンドによる人や物の往来の増加、気流の変化や暖冬といった気候変動により、海外から病害虫が侵入、定着するリスクが高まるとともに、既存病害虫の発生量や発生パターンが変化していることから、病害虫が発生した場合の迅速な対応が求められています。
- 特に、近年はカメムシ類の発生が多く、カンキツやカキ、ブドウなどの果樹や水稻の品質及び収量の低下を招いています。いずれも気候変動が大きく影響しており、高温による越冬世代と発生世代数の増加がその一因とされます。さらに、休耕地・雑草地・放棄地といった防除圧のかからないエリアの拡大はカメムシ類の発生を助長しています。水稻では早生から晩生まで幅広い作型が同一地域で栽培され、防除適期が作型によって異なることから限定的な防除となっている場合があります。

具体的な施策

- 農作物の病害虫対策としては、「県病害虫・雑草防除指針」の作成等により、生産現場での効率的かつ適正な防除を図るとともに、新たに病害虫が発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき、速やかに県内全域を対象とした発生状況調査を行い、発生を認めた場合には緊急防除などの対応を行います。
- フェロモントラップなどを用いた病害虫の積極的な侵入警戒調査を行い、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、農業試験場において新たな防除技術を開発します。
- カメムシ類の防除対策としては、病害虫防除所における発生予察に基づくカメムシ類の発生時期及び量の把握と効果的な防除時期の検討を行い、地域一体となった適期防除が行われるよう農業改良普及センターや JA 香川県など関係機関が連携した情報提供や現地指導の徹底に努めます。



病虫害対策発生予察（巡回調査）



農薬抵抗性検定